

## 第3章

### ～第4期計画の 基本的な考え方～

## 1. 計画策定の趣旨

松山市では、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、平成17年に第1期地域福祉計画を策定しました。その後、平成22年に第2期地域福祉計画、平成26年に第3期地域福祉計画を策定し、「みんなで、支えあい、助けあい、安心して、暮らしてゆきたい、このまちで」を基本目標に掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、松山市社会福祉協議会では、地域福祉計画と補完・補強し合う活動計画として、それぞれ同期間で地域福祉活動推進計画を策定し、「地域発！福祉パワーでまちづくり」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進を図ってきたところです。

少子高齢化や地域コミュニティでの人間関係の希薄化が進む中、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく幸せに、また、健康に暮らしていくためには、一人ひとりが他人を思いやり、お互いに支えあう社会を目指した取り組みが一層求められることから、平成31年4月からの第4期計画を策定し、引き続き計画的に各種施策に取り組んでいきます。

なお、第4期は地域福祉計画及び地域福祉活動推進計画を一体的に策定することで、松山市と松山市社会福祉協議会が連携を強化し、より効果的に地域福祉を推進していきます。

### 地域住民等の参加による地域福祉の推進

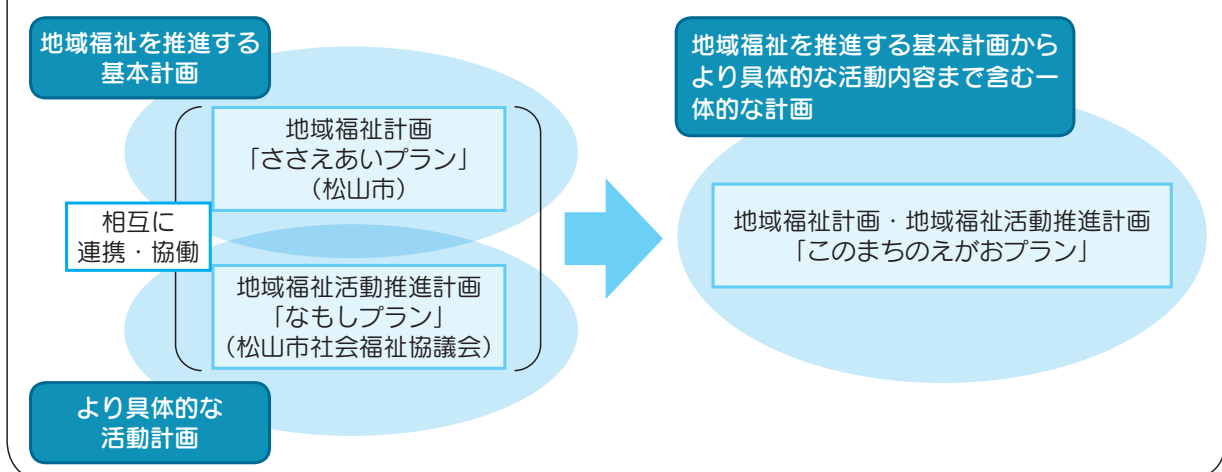
地域福祉の推進に当たっては、地域住民や福祉事業者、社会福祉活動を行う人がお互いに協力して、地域の中で福祉サービスを必要とする人やその世帯が抱えるあらゆる課題を把握し、関係機関と連携しながら解決につなげていくことが大切です。

本計画ではこれらの地域住民等が活動していくためのきっかけや機会づくり、また、活動を支えていくためのしくみづくりなどの松山市や松山市社会福祉協議会の役割を示しています。

## 2. 一体計画の策定について

従来から、松山市の「地域福祉計画」と松山市社会福祉協議会の「地域福祉活動推進計画」は、地域福祉の目指すべき方向性を共有し、相互に補完・補強し合うものとして策定してきました。そこで、平成31年4月からを計画期間とする「第4期松山市地域福祉計画」及び「第4期松山市地域福祉活動推進計画」の策定に当たり、松山市と松山市社会福祉協議会をはじめ、住民組織や様々な関係団体、住民一人ひとりがより一層連携・協働できるようにするため、これらの計画を一体的に策定することとしました。

### 〈一体計画イメージ図〉



### 3. 松山市社会福祉協議会について

昭和26年（1951年）10月に発足した松山市社会福祉協議会の歴史は、戦後の復興期から高度経済成長期を経て現在に至る我が国の社会経済状況と深く関わっており、この間に取り組んできた業務も、設立当初の共同募金等を活用した地域福祉事業に加え、国や松山市の社会保障制度の拡充に伴い、松山市等から公的な福祉サービス事業を中心に受託するなど、社会的弱者を幅広く支える役割を果たしてきました。

その一方、時代の変革とともに公的な支援・福祉サービスでは対応できない地域での福祉課題や生活課題も多様化かつ増大しており、「自助・互助・共助・公助」を基本に、地区社会福祉協議会等が地域で実施する自主事業への支援の拡充や地域の福祉資源を活かした総合的な支援システムの整備が求められています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、松山市でも大きな被害が発生した平成30年7月豪雨災害など、近年全国各地で大規模災害が多発しており、平常時からその備えをしておくことが大切です。特に大規模災害時には行政と連携した災害ボランティアセンターの設置・運営等を担うこととなっていることから、近い将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震等への事前対策が重要課題となっています。

こうした中、松山市社会福祉協議会では、松山市地区社会福祉協議会連絡会、松山市民生児童委員協議会、松山市共同募金会、日本赤十字社松山市地区等の関係団体や松山市ボランティアセンターを核として活動する各種ボランティアとの協働により、社会福祉協議会の使命である地域福祉の推進に取り組んでいます。

#### ■福祉社会実現のための基本理念

##### ○地域発！福祉パワーでまちづくり

松山市地域福祉活動推進計画（なもしプラン）の基本理念を引き継ぎ、地域住民が主体となり福祉パワーで「支えあい、助けあい」の地域福祉を推進します。

#### ■運営の基本

##### (1) 公的福祉サービス事業と自主事業のバランス確保及び融合

地域の福祉課題や生活課題に迅速かつ適切に対応するため、松山市等からの公的福祉サービス事業と松山市社会福祉協議会の自主事業の質的、量的バランスを図るとともに、事業実施に当たっては両事業を融合することにより相乗効果を高めます。

##### (2) 計画的な事業推進及び総合的な福祉支援システムの構築

松山市地域福祉活動推進計画に基づく諸事業を総合的かつ計画的に推進するとともに、新たに生じる地域福祉ニーズを的確に把握し迅速に対処するため、地域の福祉資源を活用した総合的な福祉支援システムを構築します。

##### (3) 資源の有効活用と執行体制の整備・充実

地区社会福祉協議会等が地域で実施する自主事業を積極的に支援するため、全般的に事務事業を随時見直し、保有する資源の有効活用とともに、自主財源の拡充やコミュニティソーシャルワーカーの育成等、人材の養成・確保も含めた執行体制の整備、充実を図ります。

#### 【社会福祉協議会とは】

- ・社会福祉協議会は、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置された「民間の社会福祉活動を推進すること」を目的とした非営利の民間組織です。
- ・全ての市町村、政令指定都市の区、都道府県、そして全国の段階に組織されています。

## 愛称「このまちのえがおプラン」

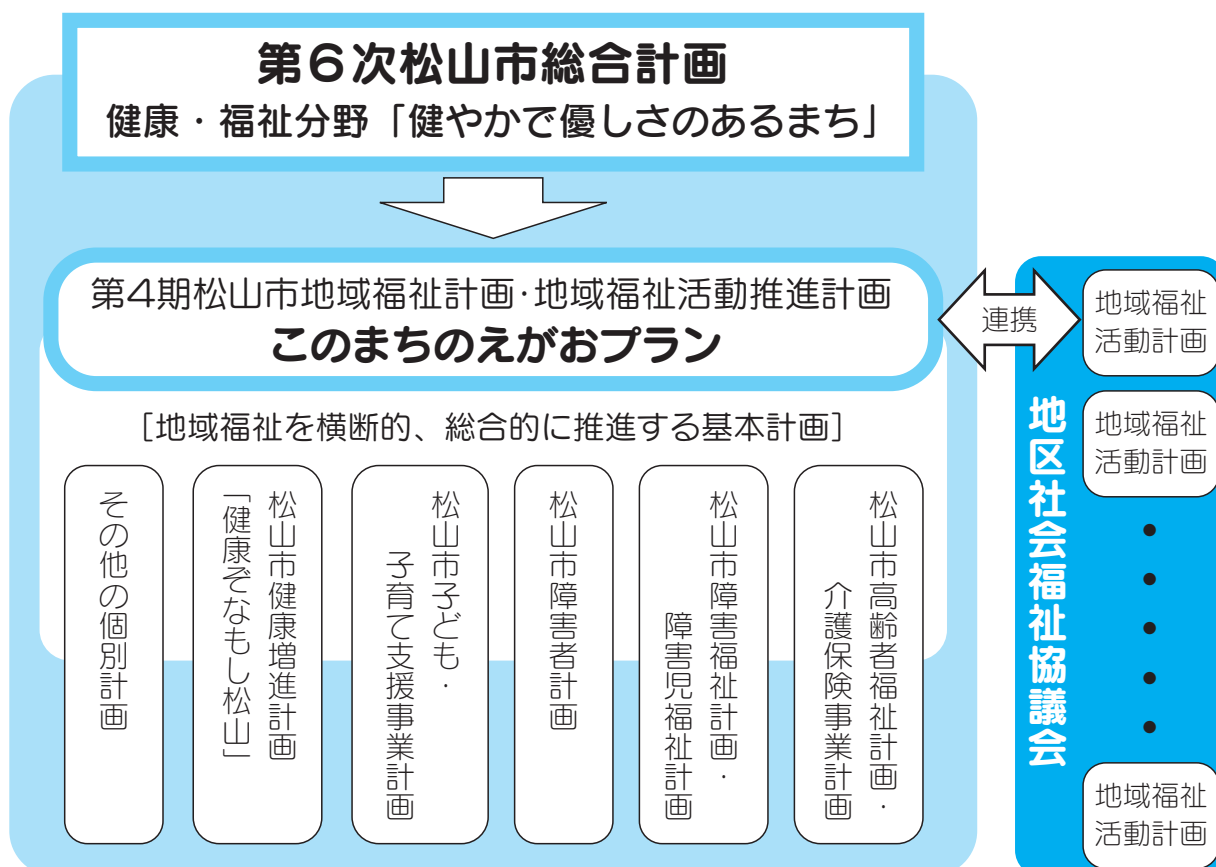
第3期までは、地域福祉計画は「ささえあいプラン」、地域福祉活動推進計画は「なもしプラン」の愛称で、それぞれ浸透を図ってきました。第4期からはこれらの計画を一体的に策定するに当たり、この新たな一体計画の下、みんながつながり支えあっていくことで、“私たちのまちを笑顔広がるまちに”との思いを込めて、また、子どもから大人まで全ての人に分かりやすく、本計画の愛称を「このまちのえがおプラン」としました。

## 4. 計画の位置づけ

松山市では、「第6次松山市総合計画」を策定し、「様々な世代の人がつながり、支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指す」ことをまちづくりの理念の一つに掲げています。この中で、健康・福祉分野では「健やかで優しさのあるまち」を基本目標として、誰もが社会とのつながりを保ちながら、安心して子どもを育て、元気でいきいきと暮らせるような地域の基盤づくりや、健康の増進、福祉の向上、介護や病気の予防推進に取り組むとともに、地域社会全体で積極的に支えあい、助けあえる、優しさのあるまちづくりを目指しています。

「このまちのえがおプラン」は、この総合計画を上位計画として地域福祉に関する各種施策を具体的に進めていくための基本計画であるとともに、地域生活課題の解決に向けて「松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松山市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「松山市障害者計画」、「松山市子ども・子育て支援事業計画」、「松山市健康増進計画」など福祉分野やその他関連する個別計画の施策を横断的、総合的に推進するものです。

また、地区社会福祉協議会が地域の特性に応じて策定する「地域福祉活動計画」と連携し、効果的に地域福祉を推進していきます。



## 5. 計画の期間

**計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。**  
 (2019年度) (2023年度)

(計画期間中であっても、社会の状況が大きく変わったときなど、必要に応じて見直しを行います。)

「このまちのえがおプラン」は松山市総合計画の健康・福祉に関わる分野等を具体化するものであり、5年間を実施期間とします。

| 年度                                   |      | 平成30年度<br>(2018年度) | 平成31年度<br>(2019年度) | 平成32年度<br>(2020年度) | 平成33年度<br>(2021年度) | 平成34年度<br>(2022年度) | 平成35年度<br>(2023年度) | 平成36年度<br>(2024年度) |
|--------------------------------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 総合計画                                 | 基本構想 | 平成25年度～平成34年度      |                    |                    |                    |                    | 平成35年度～            |                    |
|                                      | 基本計画 | 平成30年度～平成34年度      |                    |                    |                    |                    | 平成35年度～            |                    |
| 地域福祉計画・<br>地域福祉活動推進計画<br>このまちのえがおプラン |      | 平成31年度～平成35年度      |                    |                    |                    |                    |                    |                    |
| 高齢者福祉計画<br>介護保険事業計画                  |      | 平成30年度～平成32年度      |                    |                    | 平成33年度～平成35年度      |                    |                    |                    |
| 障害者計画                                |      | 平成27年度～平成32年度      |                    |                    | 平成33年度～            |                    |                    |                    |
| 障害福祉計画<br>障害児福祉計画                    |      | 平成30年度～平成32年度      |                    |                    | 平成33年度～平成35年度      |                    |                    |                    |
| 子ども・子育て<br>支援事業計画                    |      | ～平成31年度            |                    | 平成32年度～平成36年度      |                    |                    |                    |                    |
| 健康増進計画<br>「健康ぞなもし松山」                 |      | 平成25年度～平成34年度      |                    |                    |                    |                    | 平成35年度～            |                    |

※平成32年度以降に改定される各計画の計画期間は予定です（点線部分）。

## 6. 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、毎年、定量的な変化のみでなく地域住民等への影響なども含めて確認を行い、その内容を松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告し、市ホームページ等で公表するとともに、必要に応じて地域住民や関係団体等から意見を伺い、計画推進のための取り組みを検討します。

また、計画期間内に、成果指標の達成度や地域住民等の意見等を勘案して総合的に評価を行い、適切に進行管理を行います。

## 7. 計画の根拠法令

本計画は、社会福祉法第107条に基づき地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める市町村地域福祉計画です。同法第4条から第6条まででは、地域住民、福祉事業者及び社会福祉活動を行う人が地域福祉推進の主役であることや、国や行政の役割・責務などが定められています。

### ○社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋

（地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

**2** 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

**第5条** 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

**2** 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

**3** 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。